

議案第 131 号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 10 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。